

令和 8 年第 1 回姫路市議会
定例会提出議案

〔議案第 17 号～議案第 48 号〕
〔報告第 1 号・報告第 2 号〕

目 次

ページ

議案第 17号	姫路市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例について……………	1
議案第 18号	姫路市防災会議条例の一部を改正する条例について……………	15
議案第 19号	姫路市行政手続条例の一部を改正する条例について……………	16
議案第 20号	姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例について……………	18
議案第 21号	公益的法人等への姫路市職員の派遣に関する条例の一部を改 正する条例について……………	20
議案第 22号	姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について……………	21
議案第 23号	姫路市財産区管理会条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第 24号	姫路市立公民館条例の一部を改正する条例について……………	26
議案第 25号	姫路のまちを美しく安全で快適にする条例の一部を改正する 条例について……………	29
議案第 26号	姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について……………	31
議案第 27号	姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	33
議案第 28号	姫路市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	42
議案第 29号	姫路市立学校条例の一部を改正する条例について……………	48
議案第 30号	姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて……………	49
議案第 31号	姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について……………	50
議案第 32号	姫路市立保育所条例の一部を改正する条例について……………	52
議案第 33号	姫路市駐車施設附置条例の一部を改正する条例について……………	54
議案第 34号	姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	

		について……………	5 5
議案第	3 5 号	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について……………	5 6
議案第	3 6 号	姫路市下水道条例の一部を改正する条例について……………	5 8
議案第	3 7 号	姫路市給水条例の一部を改正する条例について……………	5 9
議案第	3 8 号	姫路市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について……………	6 0
議案第	3 9 号	姫路市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例に ついて……………	6 1
議案第	4 0 号	姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について……………	6 3
議案第	4 1 号	姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車 の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の 一部を改正する条例について……………	6 6
議案第	4 2 号	姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの 作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について……………	6 8
議案第	4 3 号	包括外部監査契約の締結について……………	6 9
議案第	4 4 号	市道路線の認定及び廃止について……………	7 1
議案第	4 5 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画 を定めることについて……………	1 1 5
議案第	4 6 号	姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について……………	1 1 7
議案第	4 7 号	議決更正について……………	1 2 0
議案第	4 8 号	姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に ついて……………	1 2 1
報告第	1 号	専決処分の報告について……………	1 2 3
報告第	2 号	専決処分の報告について……………	1 2 4

議 案 第 17号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に
ついて

姫路市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定
する。

姫路市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。））を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び児童福祉法（昭和22年法律第1

64号)において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供

した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年姫路市条例第68号）第38条に規定する指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保

護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。同項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（

乳児等通園支援を行う事業者をいう。同項において同じ。) 又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保

護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用す

る第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 18号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市防災会議条例の一部を改正する条例について

姫路市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市防災会議条例の一部を改正する条例

姫路市防災会議条例（昭和38年姫路市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び」を削り、「委嘱」を「委嘱し、」に改める。

第5条第2項中「委嘱」を「委嘱し、」に改める。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（部会）

第6条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第7条 防災会議の庶務は、政策局において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 19号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市行政手続条例の一部を改正する条例について

姫路市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市行政手続条例の一部を改正する条例

姫路市行政手続条例（平成9年姫路市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の姫路市行政手続条例第14条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議 案 第 20号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年姫路市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(31) 災害応急作業等手当

第3条第2項第1号中「270,900円」を「277,300円」に改め、同項第2号中「227,500円」を「233,800円」に改める。

第32条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

第32条の2 災害応急作業等手当は、消防職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条に規定する緊急消防援助隊として、異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業に従事した場合（第30条から前条までに規定する特殊勤務手当の支給を受ける場合を除く。）に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき840円（大規模な災害として規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。

3 前項の規定にかかわらず、作業が著しく危険であるとして規則で定める区域で行

われた場合の第1項の手当の額は、前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

第34条第1項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る医師手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る医師手当の支給については、なお従前の例による。

議 案 第 21号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

公益的法人等への姫路市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について

公益的法人等への姫路市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

公益的法人等への姫路市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への姫路市職員の派遣に関する条例（平成14年姫路市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料（教職調整額を含む。）、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を「姫路市職員給与条例（昭和29年姫路市条例第18号）第2条又は姫路市立学校職員の給与に関する条例（昭和31年姫路市条例第33号）第2条の2に規定する給与について、」に改める。

第5条中「（昭和29年姫路市条例第18号）」及び「（昭和31年姫路市条例第33号）」を削る。

第8条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を「企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年姫路市条例第28号）第2条第1項に規定する給与」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 22号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年姫路市
条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「264,700円」を「305,600円」に、「573,200円」を「595,000円」に改め、同条第2号中「161,700円」を「195,200円」に、「382,000円」を「396,500円」に改め、同条第3号中「162,100円」を「195,800円」に、「382,000円」を「396,500円」に改める。

第5条の表第8条第6項の項中「第8条第6項」を「第8条第8項」に改め、同表第8条第7項の項中「第8条第7項」を「第8条第9項」に改め、同表第15条の4第2項各号列記以外の部分の項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第8条の表第15条の4第2項各号列記以外の部分の項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同表第18条第1項の項通勤手当（自動車等に係る通勤手当を除く。）、期末手当及び勤勉手当の目右欄中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第15条第1項の表第8条第5項の項の次に次のように加える。

第8条第6項及び第7項	通勤手当	通勤に係る費用弁償
-------------	------	-----------

第15条第1項の表第8条第6項の項中「第8条第6項」を「第8条第8項」に改め、同表第8条第7項の項中「第8条第7項」を「第8条第9項」に改める。

第2条 姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の表第15条の4第2項各号列記以外の部分の項及び第8条の表第15条の4第2項各号列記以外の部分の項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第4条第1号から第3号までの改正規定並びに第5条の表第15条の4第2項各号列記以外の部分の項及び第8条の表第15条の4第2項各号列記以外の部分の項の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議 案 第 23号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市財産区管理会条例の一部を改正する条例について

姫路市財産区管理会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市財産区管理会条例の一部を改正する条例

姫路市財産区管理会条例（昭和38年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3箇月」を「3か月」に改め、「（世帯主）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、委員に欠員が生じたときは、前項に定めるところにより委員を補充しなければならない。この場合において、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条を第12条とする。

第9条中「又は処分で管理会の同意を要するものは、次の」を「及び処分のうち、地方自治法第296条の3第1項の規定により管理会の同意を得なければならないものは、次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 財産に関する事項であって、次に掲げるもの

ア 財産の全部又は一部の処分

イ 不動産の貸付け（貸付期間が1年を超えるもの又は無償若しくは減額によるものに限り、電柱、電話柱その他の公益的施設の設置に係るものを除く。）

ウ 財産に係る私権の設定（ア又はイに該当するものを除く。）

エ 1件につき1ヘクタールを超える伐採、間伐その他の森林の管理行為

オ 地方自治法第238条の6第1項に規定する権利の変更又は廃止

(2) 契約に関する事項であつて、次に掲げるもの

ア 工事又は製造の請負で予定価格が200万円を超えるもの

イ 工事又は製造の請負以外の契約で予定価格が100万円を超えるもの

(3) 使用料に関する事項

(4) この条例の改廃に関する事項

(5) その他市長が財産区の運営上重要と認める事項

第9条を第11条とする。

第8条中「前3条」を「前4条」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(会議の特例)

第9条 会長は、軽微な事項を審議するとき、又は緊急の必要があり、管理会を招集する時間的余裕がないときその他やむを得ない事由があるときは、書面又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により、委員に意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって議決に代えることができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的方法による審議について準用する。この場合において、前条第1項中「管理会は」とあるのは「管理会の会議における審議は」と、「が出席しなければ会議を開くことができない」とあるのは「から書面又は電磁的方法により回答がなければ成立しない」と、同条第2項中「会議に出席し、発言する」とあるのは「意見を提出する」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的方法により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

第7条第1項中「4人」の次に「（伊勢財産区管理会にあつては、3人）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定による除斥のため4人（伊勢財産区管理会にあつては、3人）に達しないときは、この限りでない。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第3項中「、又は会長が欠けたとき」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、会長が指定することができない場合は、年長の委員がその職務を代理する。

第5条に次の1項を加える。

4 会長が欠けたときは、年長の委員がその職務を代理する。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「委員が」を「委員は、」に、「ないとき」を「なくなったとき」に改め、同項中段及び後段を削り、同条第2項中「おいては、委員は第7条第2項」を「おいて、当該被選挙権の資格の決定を受けようとする委員（以下この項において「当該委員」という。）は、第8条第2項」に、「関し弁明することはできるが決定に加わることができない」を「ついて弁明することができる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該委員は、前項の規定による決定に加わることができない。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員が被選挙権を有する者であるかどうかの決定は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条、第11条の2若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、管理会がこれを行うものとし、出席委員の3分の2以上の多数によりこれを決定する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（委員の辞職）

第4条 委員は、管理会の同意を得て辞職することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任される財産区管理委員について適用し、同日前に選任された財産区管理委員については、なお従前の例による。

議 案 第 24号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立公民館条例の一部を改正する条例について

姫路市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立公民館条例の一部を改正する条例

姫路市立公民館条例（昭和60年姫路市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

姫路市立香呂南公民館	姫路市香寺町須加院377番地
------------	----------------

別表第2 菅生公民館の項及び置塩公民館の項を次のように改める。

菅生公民館	第1会議室	500	700	500
	第2会議室	500	700	500
	第3会議室	600	700	600
	和室	300	400	300
	軽運動室	2,100	2,600	2,100
	料理実習室	1,400	1,800	1,400
置塩公民館	第1会議室	600	800	600
	第2会議室	500	700	500
	第3会議室	300	400	300
	和室	300	450	300
	体育館	6,300	8,400	6,300
	工作実習室	800	1,100	800
	料理実習室	1,000	1,300	1,000

別表第2に次のように加える。

香呂南公民館	第1会議室	1,000	1,400	1,000
	第2会議室	200	300	200
	和室	200	300	200
	料理実習室	600	800	600

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項 公布の日

(2) 別表第2 菅生公民館の項及び置塩公民館の項の改正規定（同表置塩公民館の項に係る部分に限る。）並びに次項 令和8年8月1日

(3) 別表第1に次のように加える改正規定及び別表第2に次のように加える改正規定並びに附則第5項 令和8年9月1日

(4) 別表第2 菅生公民館の項及び置塩公民館の項の改正規定（同表菅生公民館の項に係る部分に限る。）並びに附則第3項 令和8年10月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の姫路市立公民館条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2 置塩公民館の項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

3 改正後の条例別表第2 菅生公民館の項の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(準備行為)

4 姫路市立公民館条例第7条の規定による許可に係る手続その他の行為（改正後の条例別表第2 菅生公民館の項又は置塩公民館の項の規定する室に係るものに限る。）は、附則第1項第2号又は第4号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(姫路市立香寺いきがいセンター条例の廃止)

5 姫路市立香寺いきがいセンター条例（平成18年姫路市条例第45号）は、廃止する。

議 案 第 25号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路のまちを美しく安全で快適にする条例の一部を改正する条例に
ついて

姫路のまちを美しく安全で快適にする条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

姫路のまちを美しく安全で快適にする条例の一部を改正する条例

姫路のまちを美しく安全で快適にする条例（平成8年姫路市条例第1号）の一部を
次のように改正する。

目次中「・第18条」を「一第18条の3」に改める。

第2条第7号中「及び火」を「又は火」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第
6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1
号を加える。

(2) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造
たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項
に規定する製造たばこ代用品をいう。

第3章中第18条の次に次の2条を加える。

（勧告）

第18条の2 市長は、前条の規定に違反している者に対して、直ちに路上喫煙を中
止するよう勧告することができる。

（命令）

第18条の3 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧
告に従わないときは、直ちにその勧告に従うべきことを命ずることができる。

第21条中「第18条の規定」を「第18条の3に規定する命令」に、「2千円」を「2万円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議 案 第 26号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

姫路市福祉医療費助成条例（昭和48年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款又は運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）」を「次のア及びイに掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第3条第1項中「重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。」を「重度精神障害者の精神疾患による疾病については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18

年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)の支給を受けることができる場合に限る。」に改め、同条第5項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6項中「前項第2号から第5号」を「前項第1号から第4号」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「第5項第4号」を「第5項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条及び第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

議 案 第 27号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

姫路市国民健康保険条例（昭和34年姫路市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第15条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（政令第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第16条第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並

びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第17条の7の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第17条の7の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第17条の8第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第18条の2の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第18条の2の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第18条の3及び第18条の5から第18条の7までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第18条の7に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額
（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第18条の2の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第18条の2の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第18条の2の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第18条の2の2第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の46に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第18条の2の2第1号イに掲げる額の見込額か

ら同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の16に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第3位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の2の6 第18条の2の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、政令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

第18条の3第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第4項」を加え、同項第2号中「政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）」に改め、同項第3号中「地方税法第703条の5」を「同法第703条の5」に、「政令」を「地方税法施行令」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の2の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が前条に規定する額を超える場合には、当該額）とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に同法第703条の5に規定する地方税法施行令で定める金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額

の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び
ウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率
に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割
の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に
10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し
て計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定
める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に
定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金
額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務
が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被
保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に同法第703条の5に規定する
地方税法施行令で定める金額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係
る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当
該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の
被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額
に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課
額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額
及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率
に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割
の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に
10分の2を乗じて得た額

第18条の4中「及び前条第1項」を「、第17条の7の4、第17条の10及び第18条の2の4並びに前条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項」に改める。

第18条の5第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項中「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、第18条の3第1項各号」とあるのは「第18条の3第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条の3」とあるのは「第18条の2の5」と読み替えるものとする。

第18条の5に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条の3第1項各号」とあるのは「第18条の3第4項各号」と、「第17条の3」とあるのは「第18条の2の5」と読み替えるものとする。

第18条の6第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第18条の2」との次に「、第18条の3第1項各号」とあるのは「第18条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第17条の7の10」との次に「、第18条の3第1項各号」とあるのは「第18条の3第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険

者均等割」と、「第17条」とあるのは「第18条の2の3」と、「第17条の7」とあるのは「第18条の2の6」と読み替えるものとする。

第18条の6に次の1項を加える。

- 8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第17条」とあるのは「第18条の2の3」と、「第17条の7」とあるのは「第18条の2の6」と、「第18条の3第1項各号」とあるのは「第18条の3第4項各号」と読み替えるものとする。

第18条の6の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第18条の7 世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の2の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第18条の3第4項、第18条の5第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第21条第1項中「若しくは第17条の7の3」を「、第17条の7の3若しくは第18条の2の3」に改め、「第18条の3第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を、「第18条の5第1項(同条第2項)の次に「又は第3項」を加え、「第17条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料

率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第18条の5第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を「額、同条第4項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第18条の7」に改め、同条第2項中「若しくは第17条の7の3の額若しくは第17条の9」を「、第17条の7の3、第17条の9若しくは第18条の2の3」に改め、「第18条の3第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を加え、「第17条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第18条の5第3項第1号」を「額、同条第4項に定める額若しくは第18条の7」に改め、同条第3項中「又は第3項」を「、第3項又は第4項」に、「同条第4項各号（同条第5項又は第6項）」を「同条第5項各号（同条第6項、第7項又は第8項）」に改め、同条第4項中「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同条第5項中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第23条中「が賦課期日の属する年の前年中に所得を有する場合には、3月15日までに、規則で定める様式による」を「若しくは特定同一世帯所属者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第17条の7の2、第17条の7の5、第17条の8、第18条の3第1項第2号及び第3号並びに第23条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第15条の2、第18条の2の2から第18条の2の6まで、第18条の3第1項第1号及び同条第4項、第18条の4から第18条の7まで並びに第21条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議 案 第 28号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市介護保険条例の一部を改正する条例について

姫路市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市介護保険条例の一部を改正する条例

姫路市介護保険条例（平成12年姫路市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第14条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村住民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3

第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において単に「合計所得金額」というとあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において単に「合計所得金額」というとあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租

税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において単に「合計所得金額」という」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第15条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の

同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、姫路市市税条例第17条第3項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、姫路市市税条例第17条第3項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、姫路市市税条例第17条第3項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料算定に関する特例減免)

第16条 令和8年度分の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 次のいずれにも該当すること。

ア 令和7年度において、第3条第1号から第3号までに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、前条第1項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなさ

れる者がいること。

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 令和7年度において、第3条第4号又は第5号に掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 前条第2項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされる者であること。

2 前項の場合における第8条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、当該者が附則第16条第1項各号に該当する者であることが公簿等によって確認することができる場合は、この限りでない」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 29号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校条例の一部を改正する条例

姫路市立学校条例（昭和39年姫路市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「姫路市立旭陽幼稚園 姫路市網干区坂上430番地3
姫路市立谷外幼稚園 姫路市飾東町豊国1164番地91」 を「姫

路市立旭陽幼稚園 姫路市網干区坂上430番地3」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 30号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例（平成26年姫路市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 31号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年姫路市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「一般的条件」を「一般的要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 32号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立保育所条例の一部を改正する条例について

姫路市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立保育所条例の一部を改正する条例

姫路市立保育所条例（平成27年姫路市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「保育所」の次に「（第3号に規定する者にあつては、市長が規則で定める保育所に限る。）」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3号に規定する者に係る定員は、市長が規則で定める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援費用）

第7条 第3条第3号の規定の適用により保育所を利用した乳児等支援給付認定子どもの乳児等支援給付認定保護者（支援法第30条の15第3項の乳児等支援給付認定保護者をいう。）は、その受けた乳児等通園支援（支援法第7条第11項の乳児等通園支援をいう。次項において同じ。）に要した費用（同項において「乳児等通園支援費用」という。）を納めなければならない。

2 乳児等通園支援費用の額は、支援法第30条の20第3項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該乳児等通園支援に要した費用

の額を超えるときは、当該現に乳児等通園支援に要した費用の額)とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 33号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市駐車施設附置条例の一部を改正する条例について

姫路市駐車施設附置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市駐車施設附置条例の一部を改正する条例

姫路市駐車施設附置条例（昭和48年姫路市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。

別表（イ）の欄中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を、「床面積と」の次に「共同住宅及び」を加え、同表（エ）の欄中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、「非特定用途」を「共同住宅及び非特定用途」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 34号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第45号の3の2中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改め、同項第77号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第45号の3の2の改正規定は、公布の日から施行する。

議 案 第 35号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例

姫路市営住宅管理条例（平成9年姫路市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

下構住宅	姫路市林田町下構113番地1 姫路市林田町下構182番地 姫路市林田町下構198番地1 姫路市林田町林谷925番地7	を
------	---	---

下構住宅	姫路市林田町下構182番地 姫路市林田町下構198番地1 姫路市林田町林谷925番地7	に改め、
------	---	------

別表第2号の表中

伊伝居住宅 岩端住宅	姫路市広峰一丁目13番1号・2号 姫路市岩端町181番地	を
---------------	---------------------------------	---

」
「
岩端住宅 | 姫路市岩端町181番地 | に改める。
」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 36号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市下水道条例の一部を改正する条例について

姫路市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市下水道条例の一部を改正する条例

姫路市下水道条例（昭和35年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「（管理者が別に定める軽微な工事を除く。）」を削り、「管理者が別に定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する」を「次に掲げる工事を除き、責任技術者（管理者が別に定める技能を有する者をいう。以下同じ。）を選任している」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 管理者が別に定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 37号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市給水条例の一部を改正する条例について

姫路市給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市給水条例の一部を改正する条例

姫路市給水条例（昭和36年姫路市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下これらを「他の水道事業者等」という。）が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加え、同条第5項中「指定給水装置工事事業者は」を「指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等は」に改め、「当該指定給水装置工事事業者」の次に「又は当該他の水道事業者等」を加える。

第8条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加える。

第37条の2第2項中「又は指定給水装置工事事業者」を「若しくは指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 38号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

姫路市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

姫路市集落排水処理施設条例（平成元年姫路市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「工事は」の次に「、次に掲げる工事を除き」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 管理者が別に定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 39号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例について

姫路市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例

姫路市コミュニティ・プラント条例（平成18年姫路市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第8条中「工事は」の次に「、次に掲げる工事を除き」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 管理者が別に定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が行う工事

別表安志・長野コミュニティ・プラントの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第8条の改正規定及び同条に各号を加える改正規定は公布の日から、別表安志・長野コミュニティ・プラントの項を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は令和8年4月1日から施行する。

（姫路市コミュニティ・プラント事業分担金徴収条例の一部改正）

- 2 姫路市コミュニティ・プラント事業分担金徴収条例（平成18年姫路市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表安志・長野コミュニティ・プラントに汚水を排除しようとする者の項を削り、同表備考を削る。

(姫路市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 姫路市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和3年姫路市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項第2号中「37,878人」を「35,028人」に改め、同項第3号中「20,910立方メートル」を「19,438立方メートル」に改める。

別表第2中「、安富町安志、安富町長野」を削る。

議 案 第 40号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例

姫路市火災予防条例（昭和37年姫路市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の3－第30条の8）」を
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準
第3章の3 林野火災の予防（第30条の9）
等（30条の3－第30条の8）
」に改める。

第3条第1項第17号サ中「侵入し」を「浸入し」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とする

ものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第30条中「火災に関する警報」を「法第22条第3項に規定する火災に関する警報(山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防を目的とした火災に関する警報を含む。)」に改め、同条第6号を削る。

第30条の8第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第30条の9 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和41年姫路市条例第3号)第4条に規定する消防署の管轄区域内に在る者は、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

第36条第1項第6号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同項

第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）のある場所

第53条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第53条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第54条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

附 則

この条例中目次、第3条第1項第17号サ及び第30条の改正規定、同条第6号を削る改正規定、第3章の2の次に1章を加える改正規定並びに第54条第1号の改正規定は公布の日から、第7条の2の見出し及び同条の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第30条の8第1項第1号及び第36条第1項第6号の改正規定、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に1号を加える改正規定、第53条第6号の次に1号を加える改正規定並びに同条第7号の改正規定は令和8年3月31日から施行する。

議 案 第 41号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用
及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正す
る条例について

姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用
ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用
及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正す
る条例

姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用
ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年姫路市条例第4号）の一部を次のよう
に改正する。

第9条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「
28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円
」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第9条第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日
（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される姫路市の議会の議員及び長
の選挙（以下「選挙」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を

告示された選挙については、なお従前の例による。

議 案 第 42号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公営に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公営に関する条例の一部を改正する条例

姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条
例（平成19年姫路市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日（以下
「施行日」という。）以後その期日を告示される姫路市の議会の議員及び長の選挙
（以下「選挙」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を告示さ
れた選挙については、なお従前の例による。

議 案 第 44号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の認定及び廃止について

下記路線を市道として認定し、及び廃止したい。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により提出する。

記

1 認定する路線

路 線 名	起	点	重要な 経過地
	終	点	
水上 220号線	姫路市保城207番3地先		
	姫路市保城206番9地先		
城北 349号線	姫路市八代本町一丁目552番10地先		
	姫路市八代本町一丁目552番1地先		
城北 350号線	姫路市上大野一丁目661番11地先		
	姫路市上大野一丁目650番17地先		
城北 351号線	姫路市上大野一丁目808番117地先		
	姫路市上大野一丁目650番6地先		
安室 399号線	姫路市御立中六丁目670番1地先		
	姫路市御立中七丁目977番6地先		
安室 418号線	姫路市辻井一丁目774番27地先		
	姫路市辻井一丁目833番33地先		

安室	4 1 9 号線	姫路市御立中七丁目 9 7 7 番 5 地先	
		姫路市御立中七丁目 9 7 7 番 1 地先	
安室	4 2 0 号線	姫路市御立中六丁目 1 0 1 4 番 4 地先	
		姫路市御立中六丁目 1 0 1 4 番 9 地先	
安室	4 2 1 号線	姫路市田寺東四丁目 1 0 9 2 番 3 地先	
		姫路市田寺東四丁目 1 0 8 7 番 1 2 地先	
安室	4 2 2 号線	姫路市田寺東一丁目 1 0 7 1 番 6 0 地先	
		姫路市田寺東一丁目 1 0 7 2 番 7 6 地先	
安室	4 2 3 号線	姫路市田寺東一丁目 1 0 7 2 番 5 8 地先	
		姫路市田寺東一丁目 1 0 7 1 番 5 1 地先	
安室	4 2 4 号線	姫路市田寺東一丁目 1 0 7 2 番 3 8 地先	
		姫路市田寺東一丁目 1 0 7 2 番 7 6 地先	
安室	4 2 5 号線	姫路市田寺東一丁目 1 0 7 1 番 4 6 地先	
		姫路市田寺東一丁目 1 0 7 2 番 5 4 地先	
高岡	3 1 4 号線	姫路市山吹二丁目 1 1 番 9 地先	
		姫路市山吹二丁目 1 1 番 1 1 地先	
高岡	3 1 5 号線	姫路市山吹二丁目 5 4 番 8 地先	
		姫路市山吹二丁目 6 0 番 9 地先	
曾左	2 5 7 号線	姫路市書写 6 1 番 4 地先	
		姫路市書写 6 1 番 6 地先	
白鳥	4 5 1 号線	姫路市青山北三丁目 1 9 8 番 2 地先	
		姫路市青山北三丁目 1 9 8 番 1 7 地先	
城東	2 2 8 号線	姫路市城東町五軒屋 4 0 番 1 地先	
		姫路市城東町五軒屋 4 0 番 3 地先	
手柄	2 4 0 号線	姫路市手柄 1 6 7 番 5 地先	
		姫路市手柄 1 6 6 番 2 0 地先	

手柄	241号線	姫路市手柄166番16地先	
		姫路市手柄166番13地先	
荒川	383号線	姫路市苫編83番8地先	
		姫路市苫編83番10地先	
糸引	203号線	姫路市奥山307番16地先	
		姫路市奥山323番31地先	
糸引	204号線	姫路市奥山323番22地先	
		姫路市奥山323番26地先	
糸引	205号線	姫路市奥山323番18地先	
		姫路市奥山323番20地先	
高浜	302号線	姫路市飾磨区上野田六丁目114番5地先	
		姫路市飾磨区上野田六丁目114番7地先	
飾磨	576号線	姫路市飾磨区構四丁目310番地先	
		姫路市飾磨区構四丁目310番地先	
飾磨	577号線	姫路市飾磨区今在家六丁目140番10地先	
		姫路市飾磨区今在家六丁目140番9地先	
英賀	354号線	姫路市飾磨区山崎123番7地先	
		姫路市飾磨区山崎146番9地先	
八幡	331号線	姫路市広畑区才783番16地先	
		姫路市広畑区才1010番21地先	
八幡	401号線	姫路市広畑区才467番7地先	
		姫路市広畑区才643番10地先	
八幡	402号線	姫路市広畑区才654番47地先	
		姫路市広畑区才654番19地先	
八幡	403号線	姫路市広畑区才632番6地先	
		姫路市広畑区才632番13地先	

八幡	404号線	姫路市広畑区才654番22地先	
		姫路市広畑区才654番45地先	
八幡	405号線	姫路市広畑区西蒲田139番1地先	
		姫路市広畑区西蒲田139番6地先	
八幡	406号線	姫路市広畑区才1010番12地先	
		姫路市広畑区才1010番15地先	
八幡	407号線	姫路市広畑区才979番20地先	
		姫路市広畑区才979番20地先	
八幡	408号線	姫路市広畑区西蒲田132番7地先	
		姫路市広畑区西蒲田126番1地先	
八幡	409号線	姫路市広畑区西蒲田361番11地先	
		姫路市広畑区西蒲田361番20地先	
広畑	315号線	姫路市広畑区小坂66番17地先	
		姫路市広畑区小坂66番11地先	
大津	347号線	姫路市大津区西土井234番3地先	
		姫路市大津区西土井239番10地先	
大津	414号線	姫路市大津区西土井233番32地先	
		姫路市大津区西土井233番17地先	
大津	415号線	姫路市大津区天満404番20地先	
		姫路市大津区天満404番15地先	
大津	416号線	姫路市大津区平松100番8地先	
		姫路市大津区平松99番9地先	
大津	417号線	姫路市大津区平松100番6地先	
		姫路市大津区平松99番5地先	
勝原	376号線	姫路市勝原区山戸189番2地先	
		姫路市勝原区山戸176番6地先	

勝原	377号線	姫路市勝原区山戸87番1地先	
		姫路市勝原区山戸87番10地先	
勝原	378号線	姫路市勝原区山戸615番5地先	
		姫路市勝原区山戸600番1地先	
勝原	379号線	姫路市勝原区山戸620番1地先	
		姫路市勝原区山戸620番1地先	
勝原	380号線	姫路市勝原区下太田228番4地先	
		姫路市勝原区下太田228番9地先	
勝原	381号線	姫路市勝原区大谷25番12地先	
		姫路市勝原区大谷28番4地先	
勝原	382号線	姫路市勝原区宮田549番10地先	
		姫路市勝原区宮田549番11地先	
勝原	383号線	姫路市勝原区宮田8番4地先	
		姫路市勝原区宮田8番1地先	
勝原	384号線	姫路市勝原区宮田140番7地先	
		姫路市勝原区宮田140番4地先	
旭陽	261号線	姫路市網干区高田193番5地先	
		姫路市網干区高田166番12地先	
谷内	78号線	姫路市飾東町山崎986番4地先	
		姫路市豊富町御蔭2695番1地先	
谷外	91号線	姫路市飾東町庄120番13地先	
		姫路市飾東町庄92番18地先	
谷外	149号線	姫路市飾東町豊国1009番26地先	
		姫路市飾東町豊国1009番16地先	
花田	199号線	姫路市花田町一本松292番2地先	
		姫路市花田町一本松288番5地先	

花田	200号線	姫路市花田町一本松289番14地先	
		姫路市花田町一本松248番16地先	
花田	201号線	姫路市花田町一本松289番9地先	
		姫路市花田町一本松248番6地先	
花田	202号線	姫路市花田町上原田122番8地先	
		姫路市花田町上原田122番13地先	
別所	218号線	姫路市別所町佐土829番13地先	
		姫路市別所町佐土829番11地先	
香呂	308号線	姫路市香寺町中仁野132番5地先	
		姫路市香寺町中仁野132番7地先	

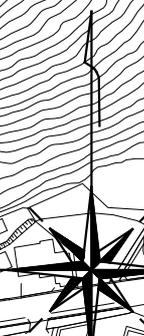
2 廃止する路線

路線名	起	点	重要な 経過地
	終	点	
安室	399号線	姫路市御立中六丁目670番1地先	
		姫路市御立中七丁目980番10地先	
城東	228号線	姫路市城東町五軒屋1番2地先	
		姫路市城東町五軒屋40番3地先	
英賀	260号線	姫路市飾磨区山崎154番4地先	
		姫路市飾磨区山崎149番3地先	
八幡	331号線	姫路市広畑区才783番16地先	
		姫路市広畑区才783番5地先	
大津	347号線	姫路市大津区西土井239番25地先	
		姫路市大津区西土井238番1地先	
谷外	91号線	姫路市飾東町庄120番13地先	
		姫路市飾東町庄95番5地先	

西中島

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



真道砥堀本町線

保城

1

JR権毛線

西中島

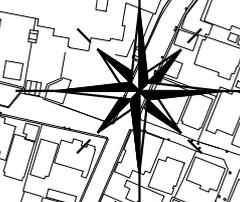
野魚駅

市立水上小学校

認定	
番号	路線名
1	水上220号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



八代本町二丁目

八代本町一丁目



坊主町

本町

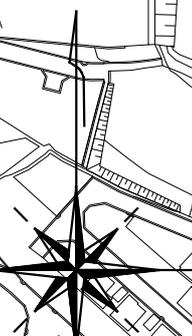
大野川

新堀川

認定	
番号	路線名
1	城北349号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



上大野二丁目

上大野六丁目

上大野一丁目

北平野台町

北平野二丁目

梅ヶ谷町

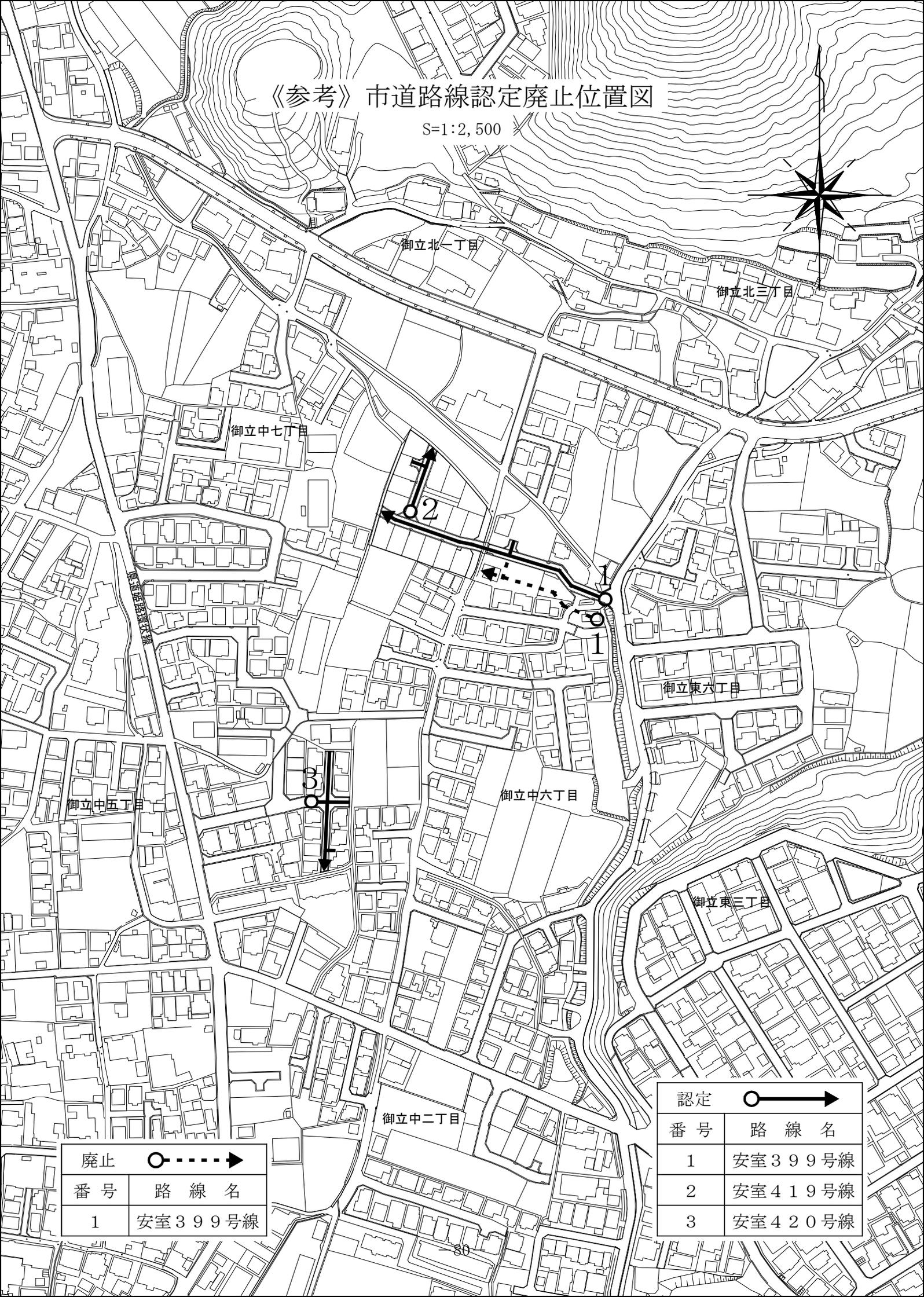
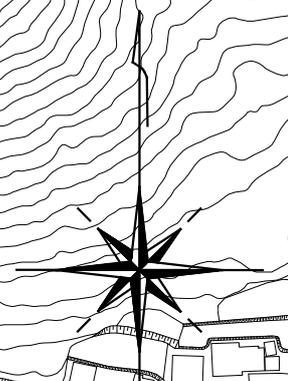
北平野二丁目



認定 番号	路線名
1	城北350号線
2	城北351号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



廃止	
番号	路線名
1	安室399号線

認定	
番号	路線名
1	安室399号線
2	安室419号線
3	安室420号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



辻井二丁目

辻井五丁目

水屋山

辻井一丁目

1

北今宿二丁目

北今宿三丁目

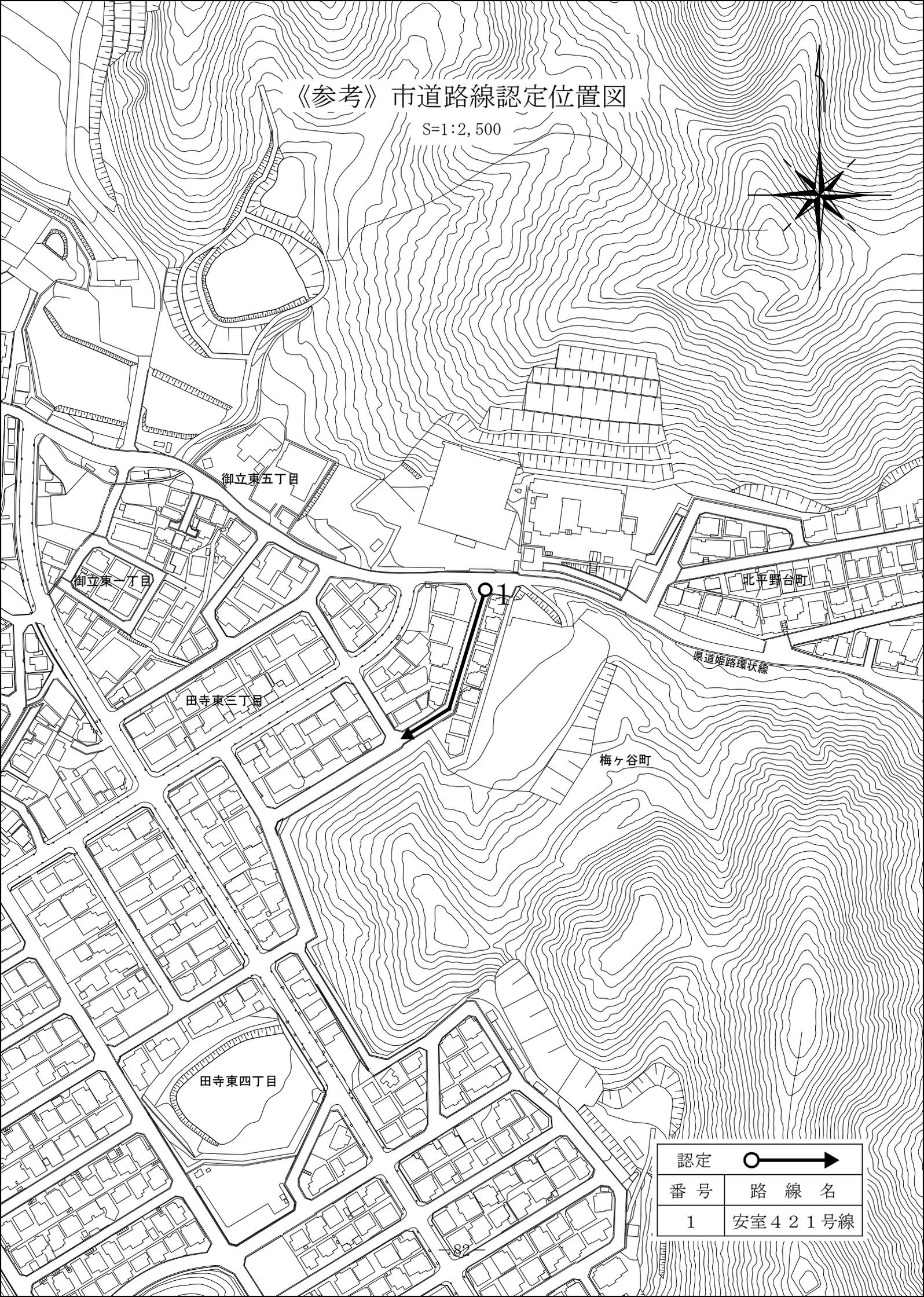
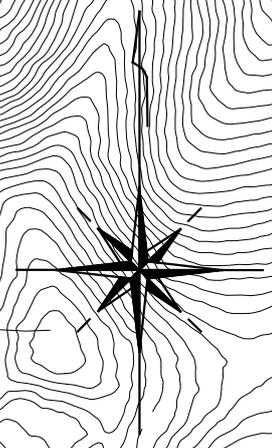
北今宿一丁目

主要地方道臨海神河線

認定 番号	路線名
1	安室418号線

《参考》市道路線認定位置図

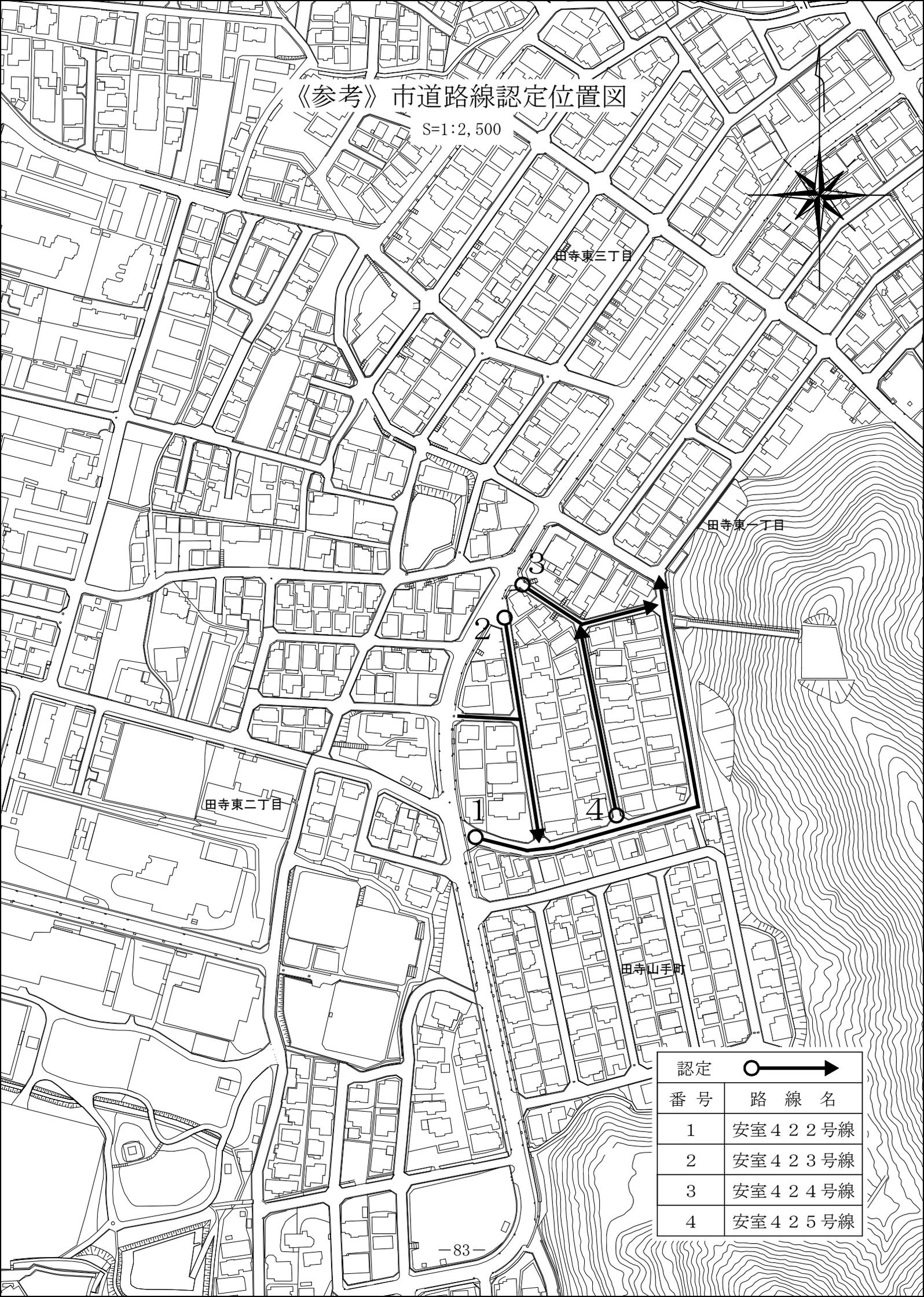
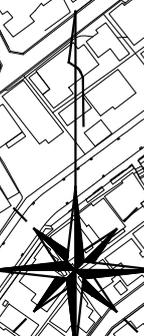
S=1:2,500



認定	
番号	路線名
1	安室421号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定番号	路線名
1	安室422号線
2	安室423号線
3	安室424号線
4	安室425号線

《参考》市道路線認定位置図

御立西一丁目

S=1:2,500

山吹二丁目



上手野

田寺四丁目

主要地方道路並路上部線

2

山吹二丁目

認定 番号	路線名
1	高岡314号線
2	高岡315号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



書写台三丁目

書写

主要地方道姫路上郡線

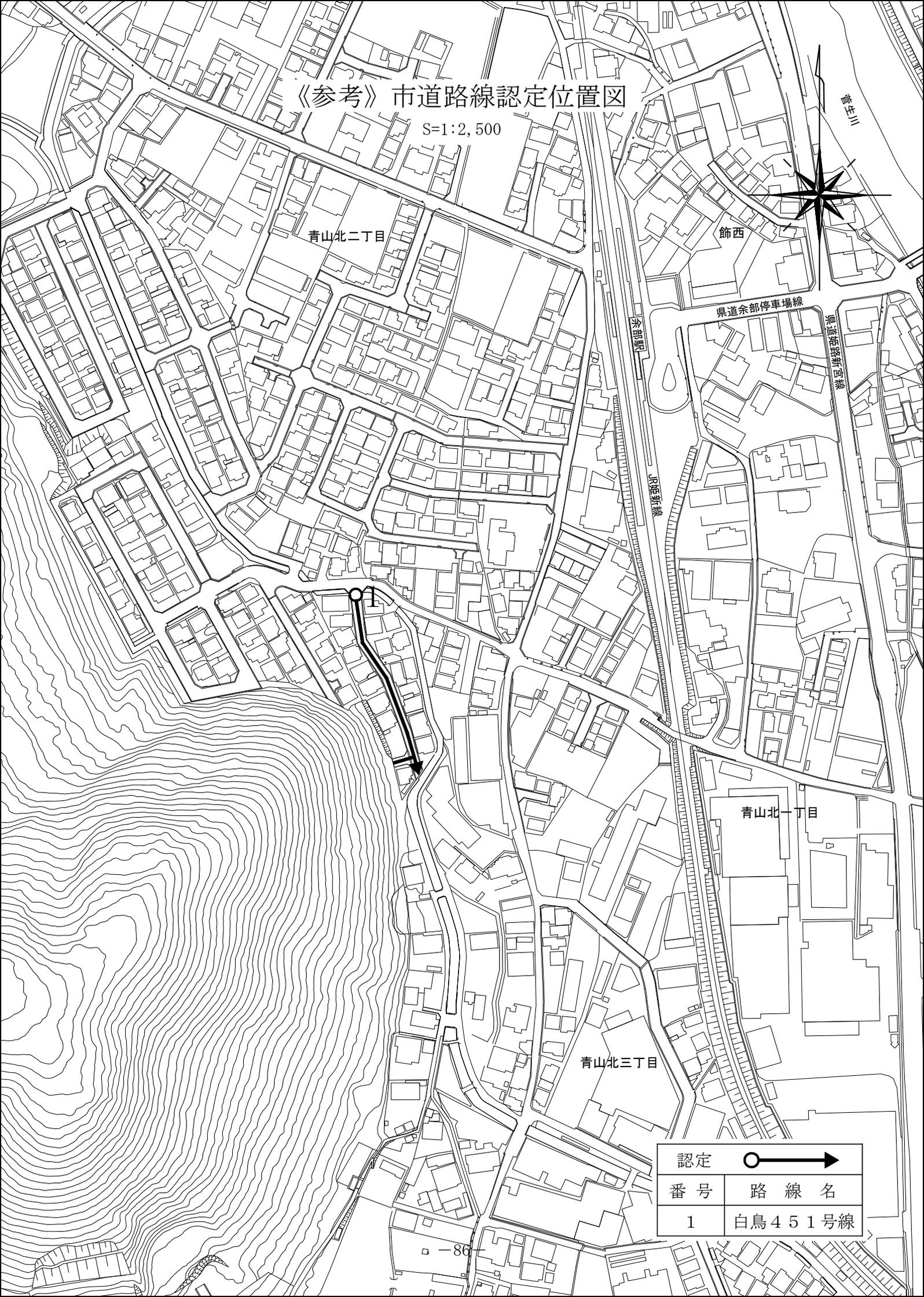
1

書写

認定	
番号	路線名
1	曾左257号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



青山北二丁目

飾西

県道余部停車場線

余部駅

旭折宮線

旭折宮線

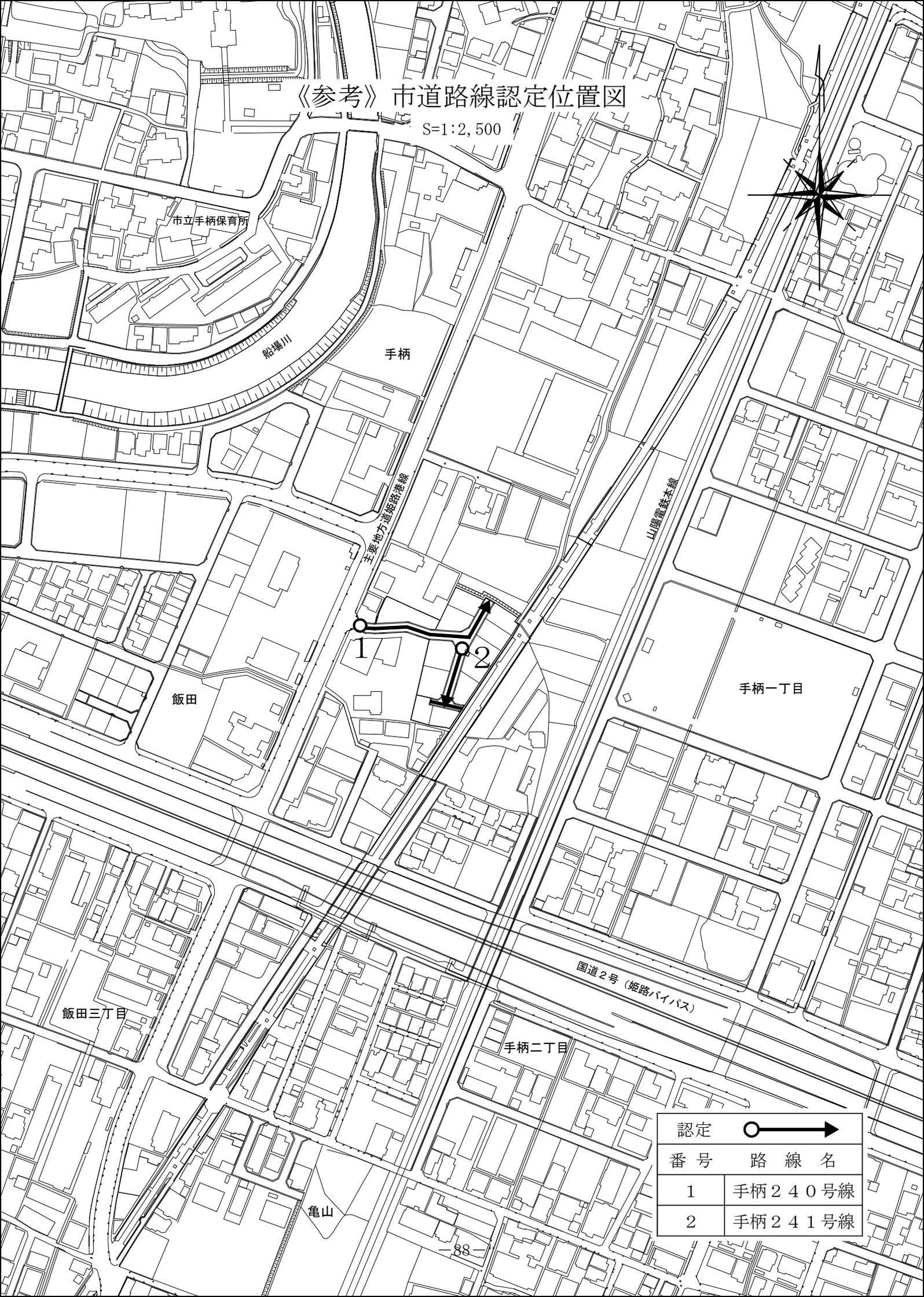
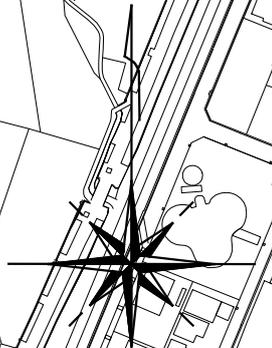
青山北一丁目

青山北三丁目

認定	
番号	路線名
1	白鳥451号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



市立手柄保育所

船場川

手柄

主要地方道姫路港線

山陽電気本線

飯田

手柄一丁目

国道2号(姫路バイパス)

飯田三丁目

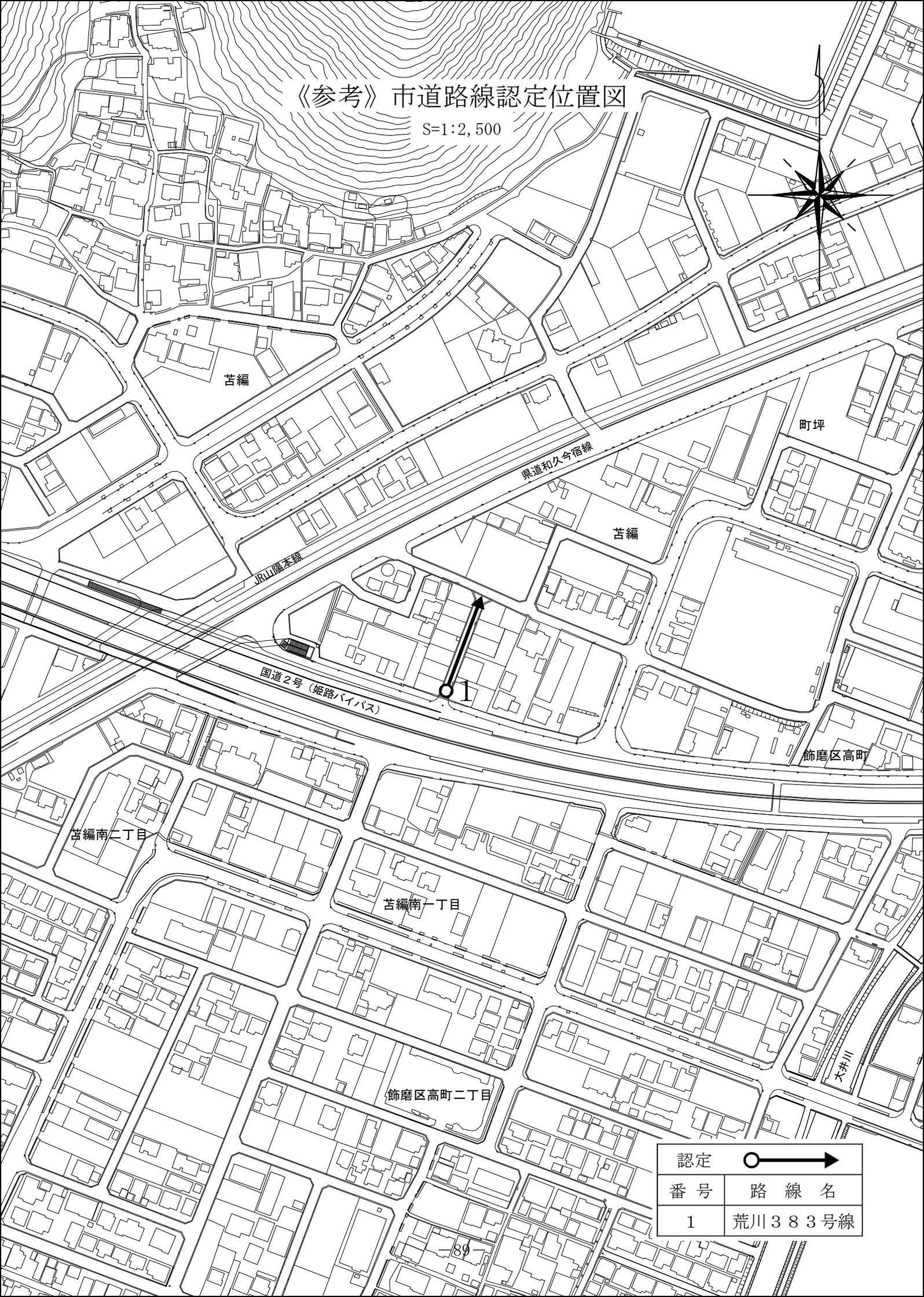
手柄二丁目

亀山

認定	
番号	路線名
1	手柄240号線
2	手柄241号線

《参考》市道路線認定位置図

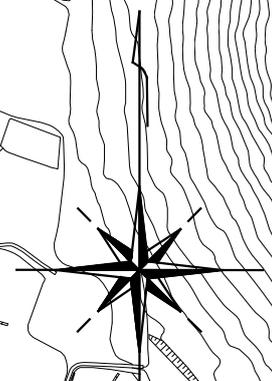
S=1:2,500



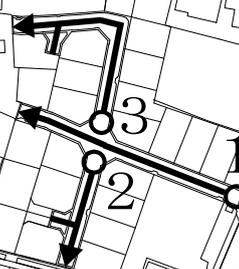
認定 番号	路線名
1	荒川383号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



奥山



国道2号(姫路バイパス)

白浜町

継

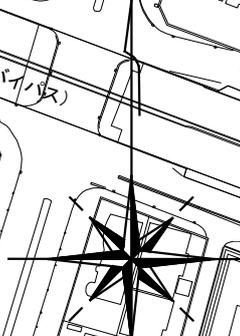
認定 番号	路線名
1	糸引203号線
2	糸引204号線
3	糸引205号線

県道北原八家線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

国道2号(姫路バイパス)



飾磨区城川町

飾磨区上野田四丁目

飾磨区上野田五丁目



飾磨区上野田六丁目

飾磨区阿成植木

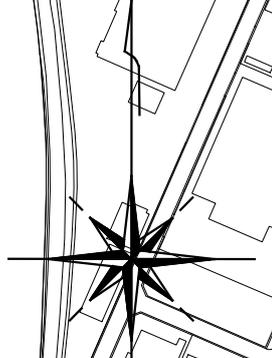
県道中島姫路停車場線

飾磨区阿成鹿古

認定 番号	路線名
1	高浜302号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



玉手三丁目

玉手二丁目

玉手一丁目

水尾川

飾磨区構四丁目

市立飾磨西中学校

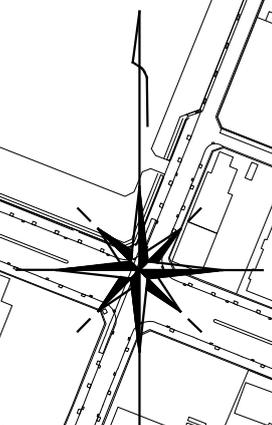
県道付城細江線

飾磨区構二丁目

認定	
番号	路線名
1	飾磨576号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



水尾川

原道田寺今在家線

飾磨区今在家七丁目

飾磨区夢野町



飾磨区今在家六丁目

山陽電鉄網干線

飾磨区加茂

飾磨区今在家三丁目

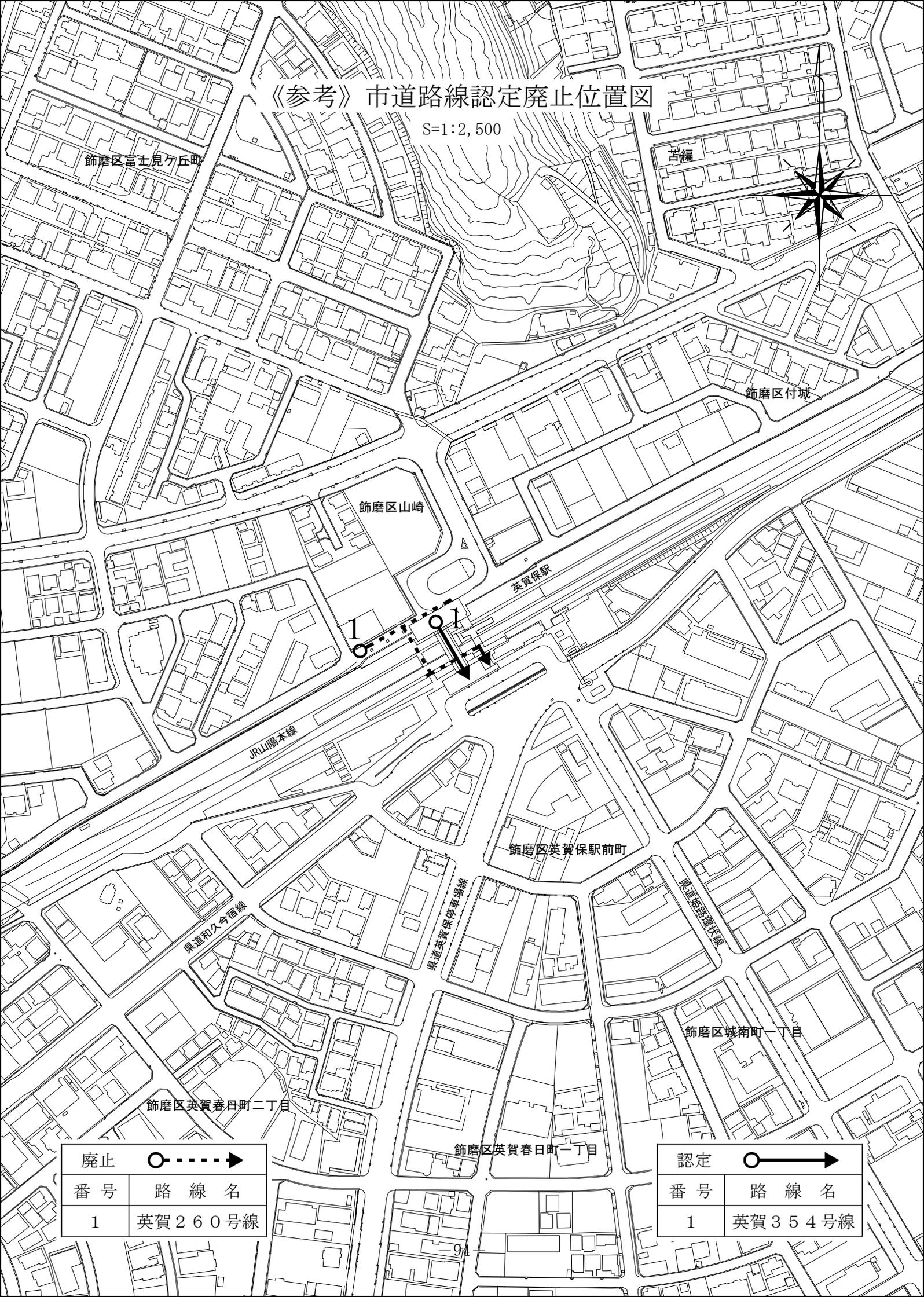
市立津田小学校

市立津田幼稚園

認定	
番号	路線名
1	飾磨577号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

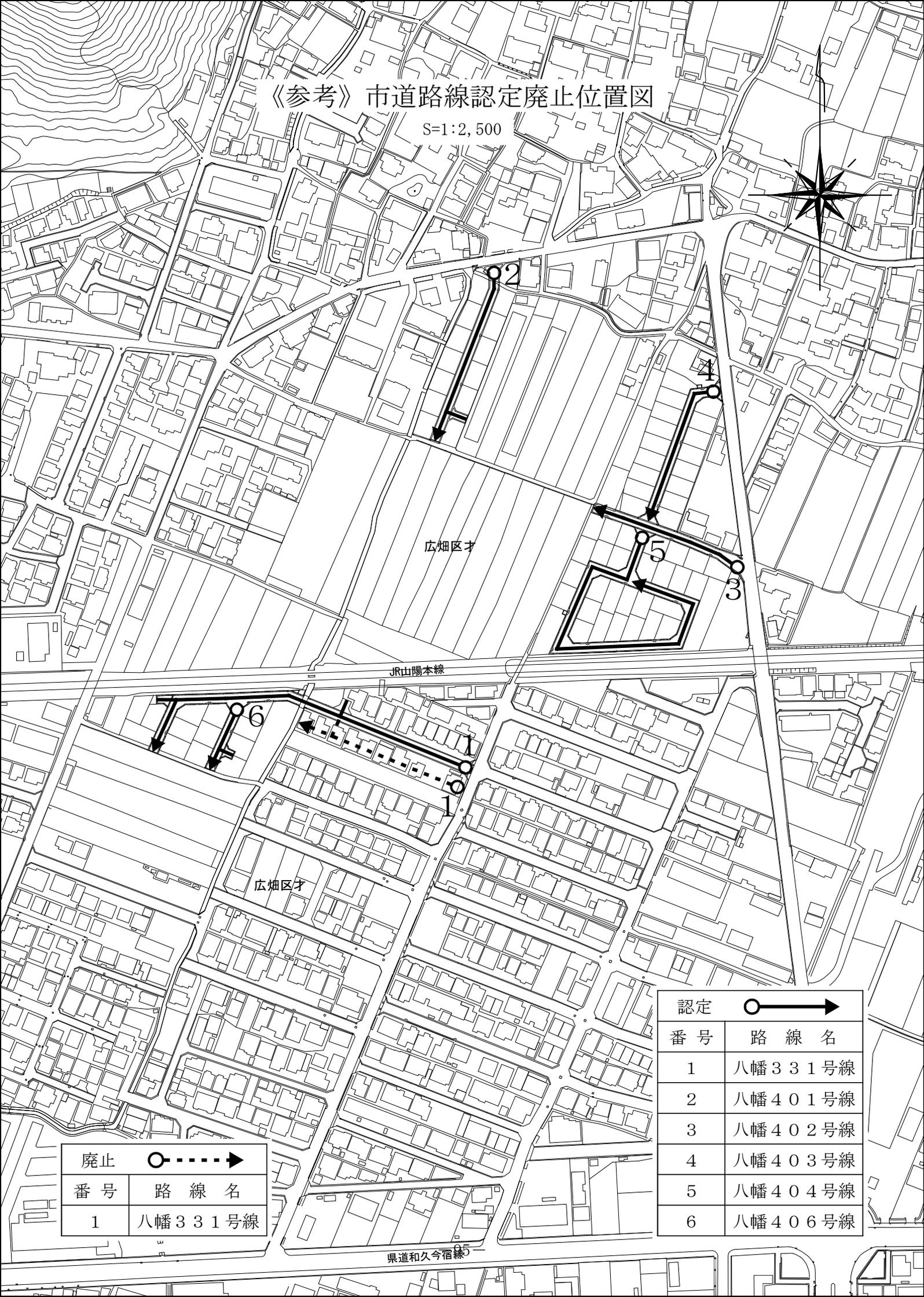


廃止	
番号	路線名
1	英賀260号線

認定	
番号	路線名
1	英賀354号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



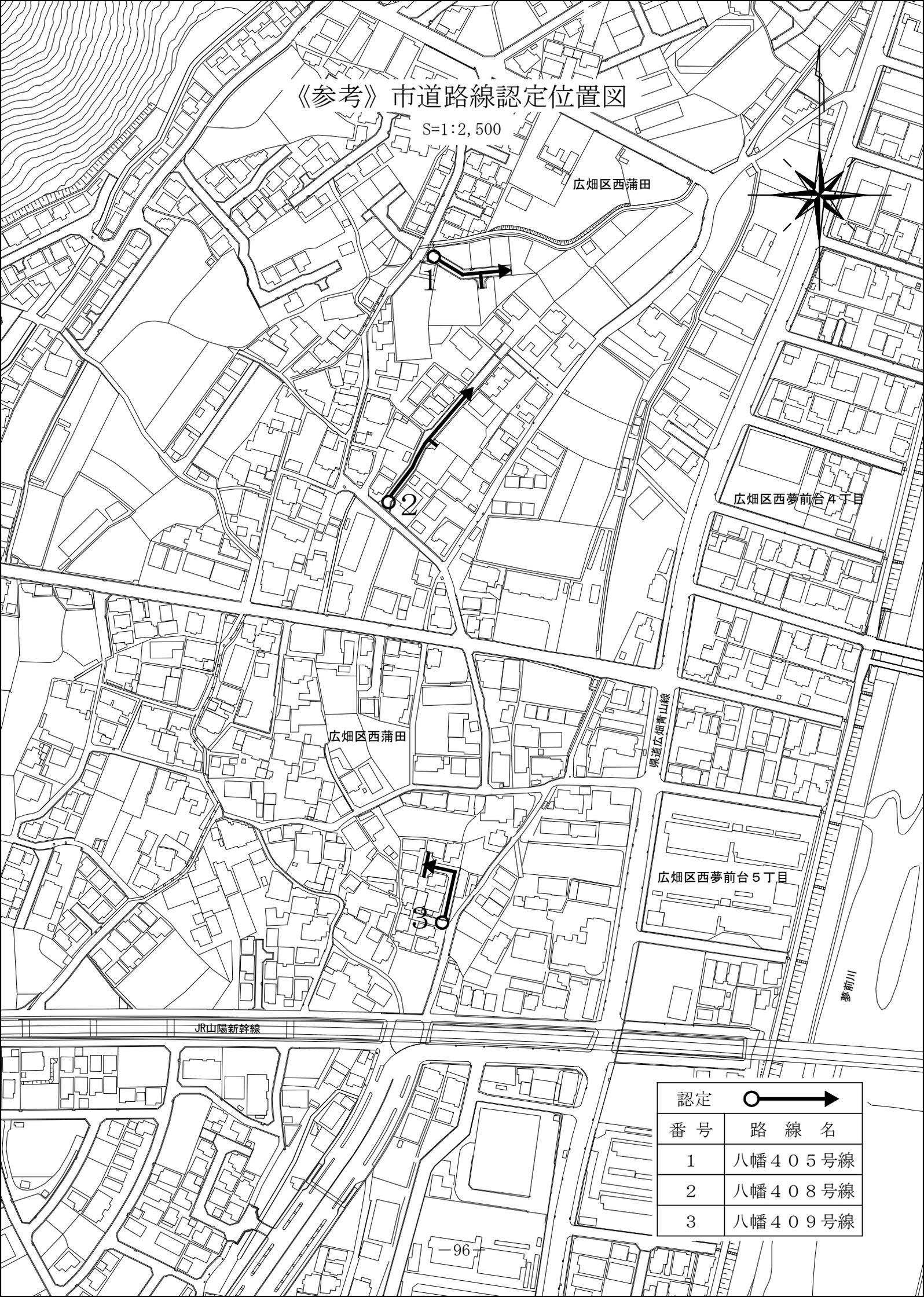
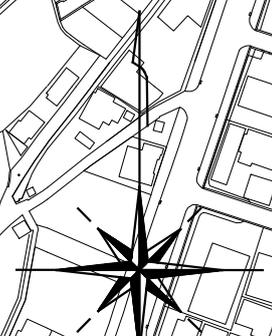
廃止	
番号	路線名
1	八幡331号線

認定	
番号	路線名
1	八幡331号線
2	八幡401号線
3	八幡402号線
4	八幡403号線
5	八幡404号線
6	八幡406号線

県道和久今宿線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



広島区西蒲田

広島区西夢前台4丁目

広島区西蒲田

県道広島青山線

広島区西夢前台5丁目

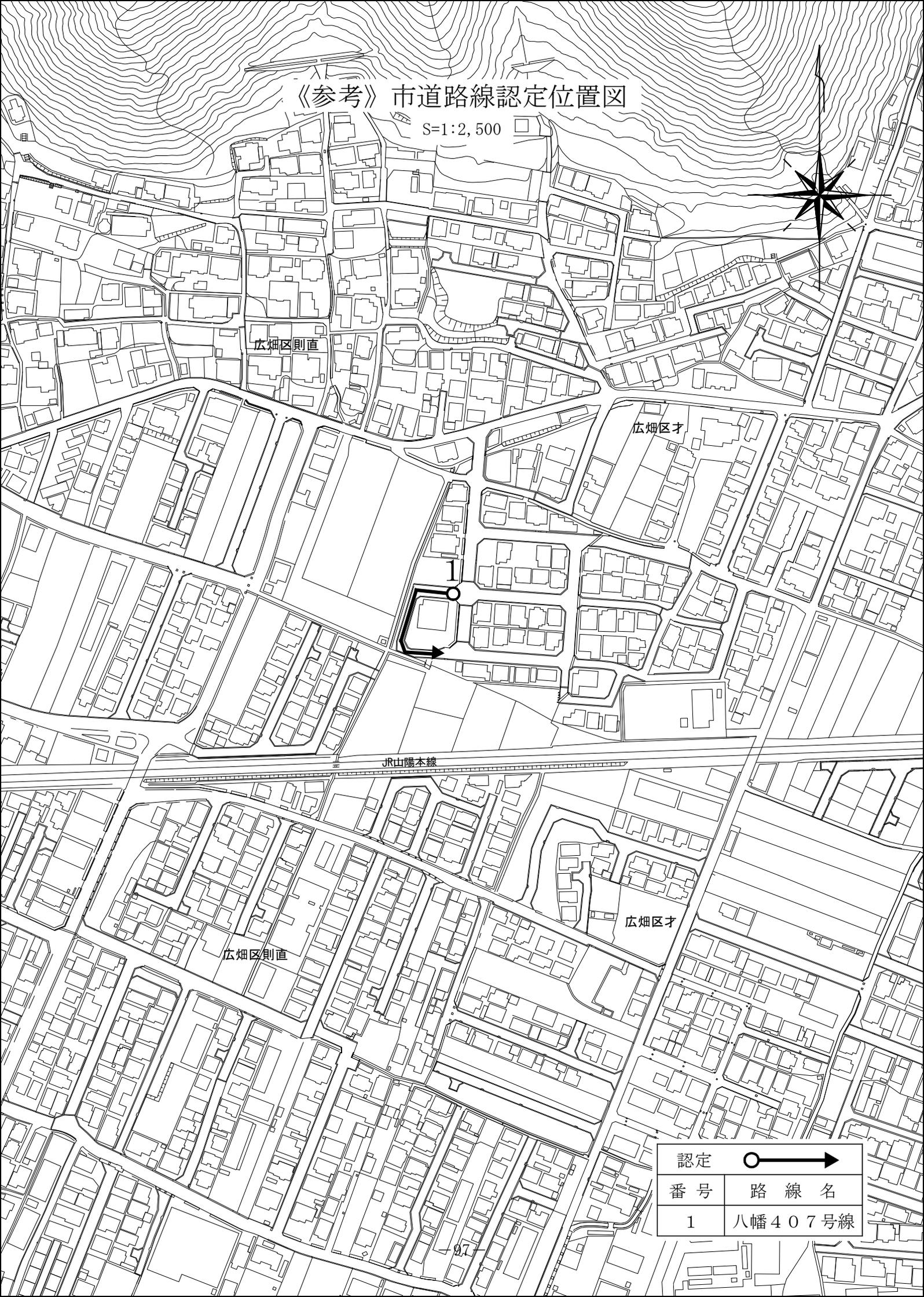
夢前川

JR山陽新幹線

認定 番号	路線名
1	八幡405号線
2	八幡408号線
3	八幡409号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



広畑区則直

広畑区才

JR山陽本線

広畑区則直

広畑区才

認定 番号	路線名
1	八幡407号線

広畑区京原町

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



広畑区則直

はりま勝原駅

JR山陽本線

勝原区熊見

広畑区小坂

県道と久今宿線

中入川

大津区西土井

認定	
番号	路線名
1	広畑315号線

JR山陽本線

はりま勝原駅

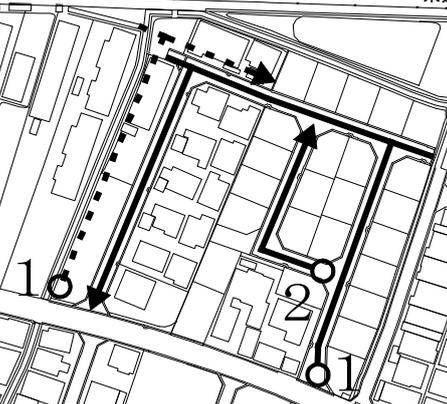
《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



勝原区熊見

県道と久今宿線



大津区西土井

大津区大津町一丁目

廃止	
番号	路線名
1	大津347号線

認定	
番号	路線名
1	大津347号線
2	大津414号線

99

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

県立姫路南高等学校
県立姫路海稜高等学校

大津区大津町三丁目

大津区北天満町

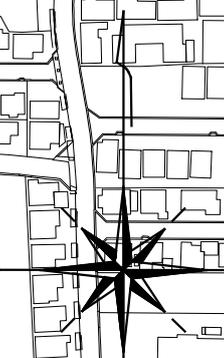
大津区天満

認定	
番号	路線名
1	大津415号線

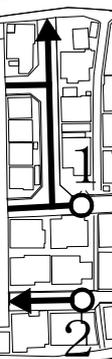
100

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



網干区田井



大津区平松

大津区平松

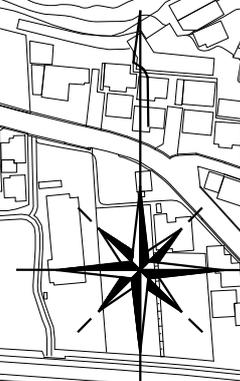
大津区大江島

大津区大江島

認定番号	路線名
1	大津416号線
2	大津417号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



JR山陽本線

勝原区山戸

勝原区宮田

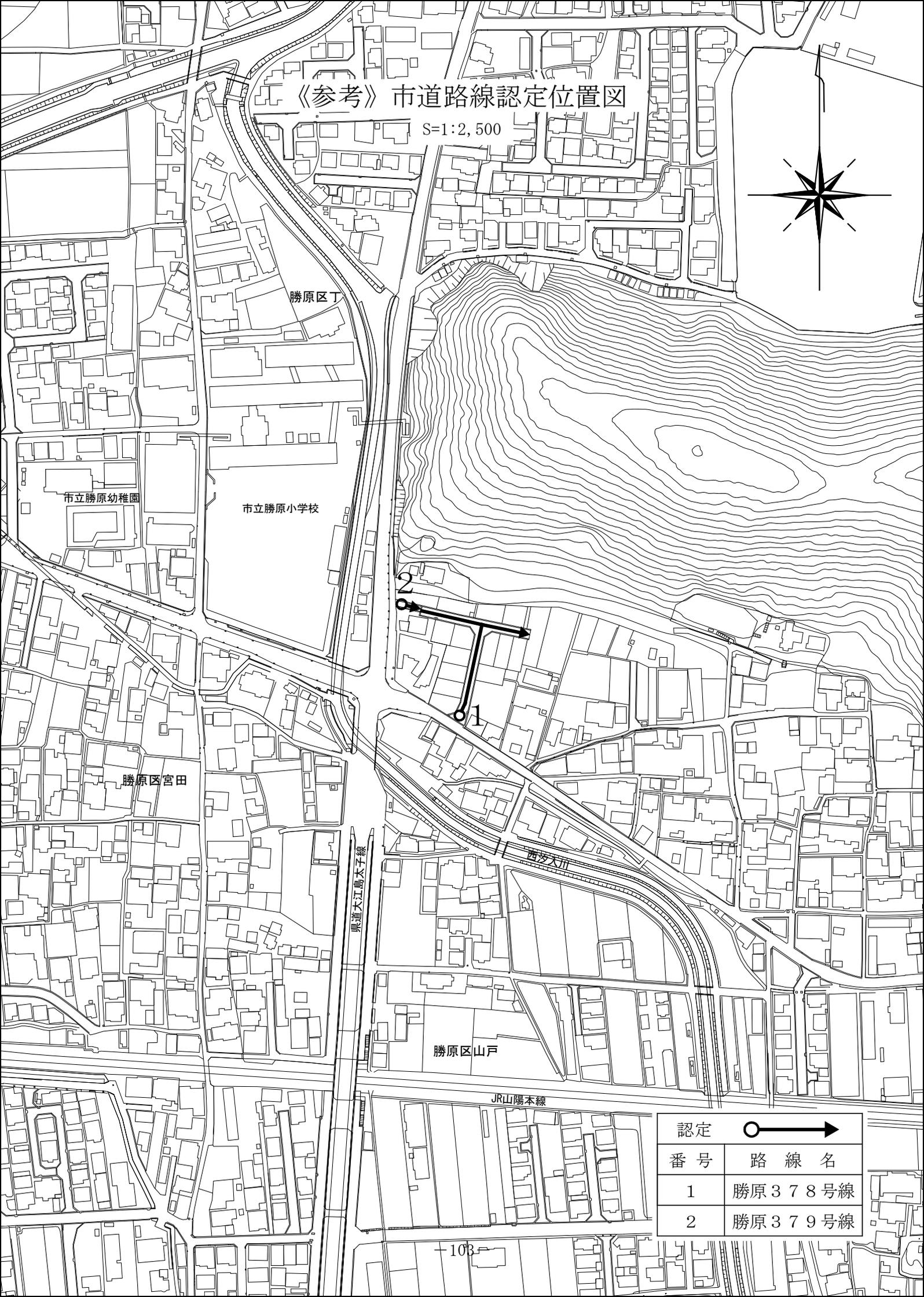
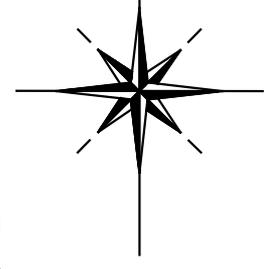
県道と久今宿線

勝原区勝原町

認定 番号	路線名
1	勝原376号線
2	勝原377号線
3	勝原384号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定 番号	路線名
1	勝原378号線
2	勝原379号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



勝原区下太田

勝原区下太田

県道大江島太子線

勝原区丁

認定	
番号	路線名
1	勝原380号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

太子町

勝原区大谷

太子町

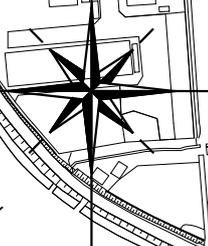
県立太子高等学校

主要地方道太子御幸線

認定	
番号	路線名
1	勝原381号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



網干区和久

県道久今宿線

大津茂川

勝原区宮田

網干区坂出



認定	
番号	路線名
1	勝原382号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



県道大江島太子線

県道久今宿線

大瀬川

勝原区宮田



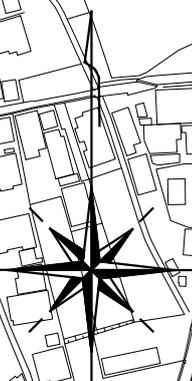
勝原区宮田

認定 番号	路線名
1	勝原383号線

網干区田井

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



主要地方道太子御座線

網干区高田

県道網干停車場新舞子線

網干区高田

網干区福井

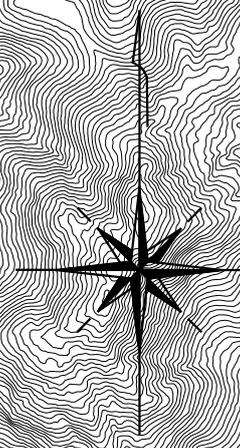
認定	
番号	路線名
1	旭陽261号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:6,000

豊富町御蔭

豊富町神谷



飾東町山崎

認定	
番号	路線名
1	谷内 78号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

飾東町庄



花田町小川

国道372号

花田町上原田

花田町加納原田

廃止	
番号	路線名
1	谷外 91号線

認定	
番号	路線名
1	谷外 91号線
2	花田 202号線

110

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



市立城山中学校

飾東町豊国

飾東町塩崎

国道372号

天川

飾東町豊国

認定	
番号	路線名
1	谷外149号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



花田町一本松

花田町一本松

国道2号

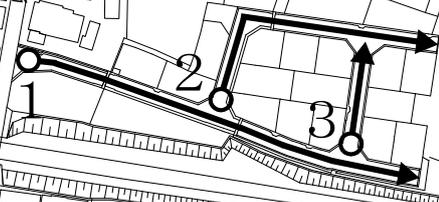
花田町一本松

JR山陽本線

JR山陽新幹線

市川

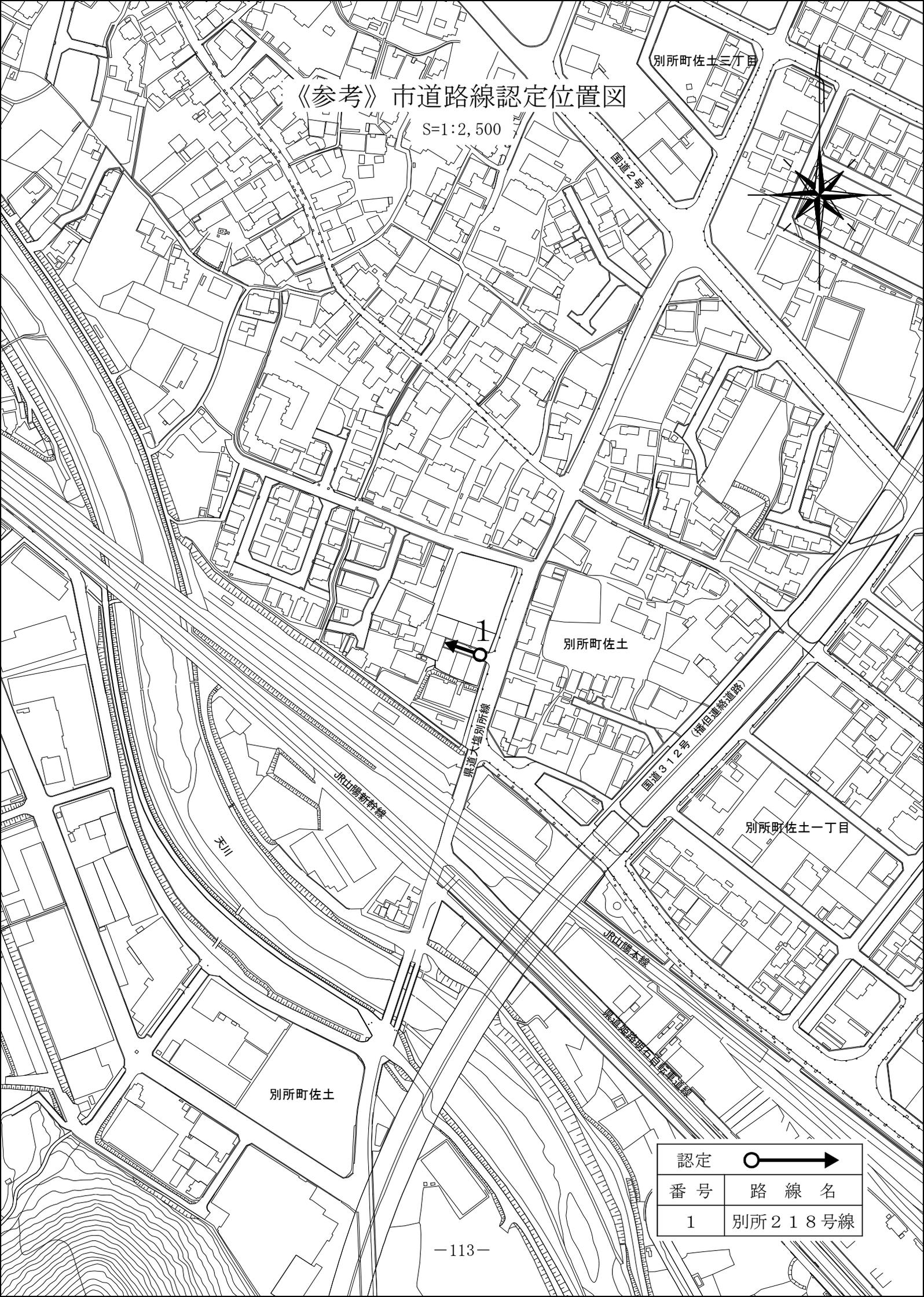
四郷町山脇



認定 番号	路線名
1	花田199号線
2	花田200号線
3	花田201号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



別所町佐土三丁目

国道2号

別所町佐土

国道大場別所線

国道312号(潘田連絡道路)

別所町佐土一丁目

天川

JR山陽新幹線

別所町佐土

JR山陽本線

JR山陽新幹線

認定	
番号	路線名
1	別所218号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



香寺町中屋

香寺町中仁野

香寺町犬飼

国道312号

認定	
番号	路線名
1	香呂308号線

議 案 第 45号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めることについて

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり定めたい。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により提出する。

総 合 整 備 計 画

兵庫県 姫路市 坊勢島辺地
(辺地の人口 1,828人 面積 1.9k㎡)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 姫路市家島町坊勢 |
| (2) 地域の中心の位置 | 姫路市家島町坊勢43番1 |
| (3) 辺地度数 | 129点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

坊勢地域は、島内に集落が分散しており、この集落間を結ぶ道路は未改良又は狭隘であることから車両等の通行困難な箇所が多く、日常生活に支障を来している状況である。このような不便な状況を解消し、生活の利便性を向上させるために道路整備を推進する。

また、水源に乏しい島内への給水を行っている海底送水管は、供用開始後40年近くが経過し、老朽化が進んでいる。このため、将来にわたって安定給水を継続するために設備の更新を推進する。

また、坊勢スポーツセンターは、温水プールや体育館などを備える複合スポーツ施設である。当施設は、築23年が経過し、屋根や外壁、空調設備の老朽化が進行し、適切な利用環境の維持が困難な状態となっていることから、施設の長寿命化を図るための改修工事を実施する。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道坊勢 南北線	姫路市	640,400	0	640,400	640,400
海底送水管 (家島・ 坊勢島間)	姫路市	1,248,373	878,007	370,366	370,300
坊勢スポ ーツセン ター	姫路市	314,000	0	314,000	314,000
合 計		2,202,773	878,007	1,324,766	1,324,700

議 案 第 46号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定により本市の特定の事務を取り扱う郵便局を下記のとおり指定したい。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により提出する。

記

1 指定する郵便局の名称

別表第1から別表第3までに記載のとおり

2 指定する郵便局において取り扱う事務

(1) 別表第1に掲げる郵便局

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1項第6号から第9号までに規定する事務（同項第8号に規定する事務にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく同法第2条第7項の個人番号カードの交付の申請の受付に限る。）

(2) 別表第2に掲げる郵便局

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1項第6号から第9号までに規定する事務（同項第8号に規定する事務にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定に基づく同法第2条第7項の個人番号カードの交付の申請の受付に限る。）

(3) 別表第3に掲げる郵便局

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1項第8号及び第9号に規定する事務（同項第8号に規定する事務にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定に基づく同法第2条第7項の個人番号カードの交付の申請の受付に限る。）

3 事務を取り扱う期間

(1) 別表第1に掲げる郵便局

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(2) 別表第2に掲げる郵便局

令和8年8月3日から令和13年3月31日まで。ただし、前項第2号に規定する事務のうち、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1項第6号及び第7号の事務については、令和8年10月1日から令和13年3月31日まで

(3) 別表第3に掲げる郵便局

令和8年8月3日から令和13年3月31日まで

別表第1

名 称
姫路郵便局

別表第2

名 称
御着郵便局、飾西郵便局、姫路江鮎郵便局、姫路下手野郵便局、網干駅前郵便局及び菅生潤郵便局

別表第3

名 称

姫路南郵便局、香寺郵便局、姫路豊国郵便局、姫路谷内郵便局、姫路四郷郵便局、姫路砥堀郵便局、姫路豊富郵便局、姫路西中島郵便局、仁豊野郵便局、姫路花田郵便局、姫路別所郵便局、姫路山田郵便局、溝口郵便局、姫路大野町郵便局、姫路野里門郵便局、姫路神屋郵便局、姫路五軒邸郵便局、姫路白国郵便局、姫路橋元郵便局、姫路二本松郵便局、姫路日出郵便局、姫路北条郵便局、姫路元塩郵便局、姫路八代郵便局、姫路北平野郵便局、姫路大工町郵便局、姫路城の西郵便局、姫路荒川郵便局、姫路今宿郵便局、姫路船場郵便局、姫路中地南郵便局、姫路辻井郵便局、姫路土山郵便局、姫路高岡郵便局、姫路手柄郵便局、姫路將軍橋郵便局、姫路南駅前郵便局、姫路立町郵便局、姫路御立郵便局、飾磨清水郵便局、姫路下野田郵便局、姫路妻鹿郵便局、姫路白浜郵便局、姫路白浜北郵便局、姫路市役所前郵便局、姫路的形郵便局、姫路八家郵便局、大塩郵便局、家島坊勢郵便局、家島郵便局、姫路天神郵便局、飾磨英賀郵便局、英賀保駅前郵便局、姫路今在家郵便局、姫路恵美酒郵便局、姫路津田郵便局、姫路細江郵便局、姫路小松郵便局、姫路西蒲田郵便局、姫路長町郵便局、姫路広畑郵便局、姫路広畑本町郵便局、網干本町郵便局、姫路網干郵便局、姫路田井郵便局、姫路浜田郵便局、姫路大津郵便局、姫路吉美郵便局、姫路天満郵便局、姫路山戸郵便局、広畑才郵便局、姫路余部郵便局、網干宮内郵便局、太市郵便局、姫路書写郵便局、姫路美ノ脇郵便局、林田郵便局、姫路峰相郵便局、姫路青山北郵便局、姫路青山郵便局、安富郵便局、富栖郵便局、夢前四辻郵便局、夢前糸田郵便局及び夢前郵便局

議 案 第 47号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和7年10月3日議案第122号にて議決を得た農村地域防災減災事業阿成井堰改修（その1）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「279,466,000円」を「316,406,995円」に更正する。

議 案 第 48号

令和 8年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

姫路市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年姫路市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた姫路市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給す

べき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

報 告 第 1 号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 14号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
損 害 賠 償 額	30,344円
事 件 の 概 要	令和7年6月16日9時頃、相手方が運転する普通貨物自動車が姫路市夢前町寺2049番1地先の市道置塩39号線を走行中、当該車両に設置された相手方所有のヘリカルアンテナが同市道に繁茂してはみ出た樹木に接触し、当該ヘリカルアンテナが損傷したもの

報 告 第 2 号

令和 8年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 1 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損 害 賠 償 額	393,900円
事 件 の 概 要	令和6年7月5日10時10分頃、姫路市勝原区大谷356番5地先の市道勝原1号線において、本市軽貨物自動車は停車中の相手方軽乗用自動車に接触し、当該車両に損害を与えたもの